

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	三浦建設株式会社
登録教習機関の住所	青森県三戸郡田子町大字田子字小沼13番地1
代表者職氏名	代表取締役 三浦 弘貴
技能講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	青森県南トレーニングセンター 青森県三戸郡田子町大字田子字小沼13番地1
行うことができる技能講習	玉掛け技能講習
登録年月日	令和7年5月7日
登録の有効期間の満了日	令和12年5月6日
登録番号	第227号

令和7年5月7日

青森労働局長